

## 小田原市新しい学校づくり推進基本方針策定支援業務委託 仕様書

### 1 背景・目的

本市では、延床面積で約 58 万㎡を超える公共建築物を保有しているが、学校施設が最も多く、約 43.6%を占めている。学校施設は、その大半が昭和 40 年代から昭和 50 年代に、学齢期人口の増加に合わせ集中的に整備されており、そのため、7割を超える学校施設が築 40 年を経過し、老朽化が進行している。

このような状況を踏まえ、令和 2 年（2020 年）12 月に文部科学省が求める「学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）」として「小田原市学校施設中長期整備計画」を策定した。同計画では、本市の教育環境の目指すべき姿と今後の学校施設整備の基本的な考え方を示したが、詳細な整備スケジュールは、本市における適正規模・適正配置の基本的な考え方の整理とともに、未来の子どもたちにとって望ましい教育環境づくりの基本的な考え方を示す「新しい学校づくり推進基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、基本方針を踏まえた地域単位での配置計画や新しい学校に求められる施設の機能等の水準等を検討した上で定めていくこととした。

小田原市新しい学校づくり推進基本方針策定支援業務委託（以下「本業務」という。）は、令和 4 年度から小田原市新しい学校づくり検討委員会（以下「検討委員会」という。）による検討を開始する基本方針について、検討委員会の運営補助、検討に必要な精緻な児童・生徒数推計等のデータ作成や保護者、教職員及び住民向けアンケートの作成支援・分析等を行うとともに、基本方針策定後の「地域単位の配置計画」等の検討手法等の提案を通して、基本方針策定とその後の検討に向けた支援を行うことを目的とする。

### 2 業務期間

令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から令和 6 年（2024 年）3 月 31 日まで

### 3 業務内容

#### (1) 対象施設の沿革・立地等の現状と課題の整理

市内の小・中学校の地域別の配置状況、各校の沿革、校地・建物の状況、市内地域別の人口動向・開発動向・交通環境等を含む特性の把握を行い、各学校の現状と課題を整理するとともに、これらを踏まえた現地建替可否の検証を行う。検証は図上を主とし、必要に応じて現地確認を行うものとする。なお、与件については別途協議とする。

#### (2) 通学区域図・通学路地図データ作成

小田原市地理情報システム（Navi-0）に搭載可能なシステム登録用データとして作成するものとする。システム登録用データについては Shape 形式で作成するものとし、本市から貸与する都市計画基本図を基にすること。

#### (3) 今後 40 年間の学校別、地域別の児童・生徒数及び学級数の推計

「小田原市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」ほか関連計画等を踏まえ、宅地やマンション開発等の影響も考慮した上で、今後 40 年間（5 年・10 年・20 年・40 年）の学

校別、地域別の児童・生徒数及び学級数の推計を行う。また、今後の状況変化に際し再度推計が行えるよう、児童・生徒数推計算出用データ（Excel）を作成・提供する。

#### (4) 保護者・教職員等へのアンケート

検討委員会の基礎調査として実施する保護者・教職員等へのアンケートの作成支援と回答結果の集計・分析を行い、それらをまとめた報告書（PDF・紙ベース）を作成する。なお、アンケートの概要は次のとおりである。

目的
適正規模・適正配置や望ましい教育環境を調査・審議する上で必要な事項について、保護者、教職員及び地域関係者の意識や考えを把握する。
対象者数
ア 児童の保護者・・・約 3,000 人（市立小学校 3・4 年生の在籍児童数）
イ 生徒の保護者・・・約 1,500 人（市立中学校 2 年生の在籍生徒数）
ウ 市立小中学校に勤務する教員・・・約 950 人
エ 市立小中学校に設置されている学校運営協議会委員又は学校評議員・・・約 360 人
調査方法
各校を通じて質問用紙を配布し、インターネット上のアンケートフォームで回答 ※アンケートフォームで回答できない場合に、書面で回答が提出される場合がある。
想定回収率
ア 児童・生徒の保護者・・・70%
イ 教員・・・80%
ウ 学校運営協議会委員又は学校評議員・・・90%
※書面での回答を希望する対象者数は、ア～イは回収数の 3%、ウは 80%を想定
設問数
ア 児童・生徒の保護者・・・20 問程度
イ 教員・・・20 問程度
ウ 学校運営協議会委員又は学校評議員・・・20 問程度

#### (5) 検討委員会の運営支援

検討委員会は、令和 4 年（2022 年）5 月頃から令和 5 年（2023 年）10 月頃までの間に 10 回程度の実施を想定している。業務内容は次のとおりとする。

- ア 検討委員会の進行案及び資料作成
- イ 検討委員会の速記録、議事録及び概要等の作成
- ウ 次回検討委員会に向けての課題・論点整理
- エ 検討委員会の運営に係る助言及び提案

#### (6) 保護者・地域関係者向け説明会運営支援

保護者・地域関係者向け説明会は、令和 5 年（2023 年）9 月頃から令和 6 年（2024 年）3 月頃までの間に 10～15 回程度の実施を想定している。業務内容は次のとおりとする。

- ア 基本方針の概要（A4サイズ8ページ程度を想定）のPDFデータ作成
- イ 説明会の進行案及び資料作成
- ウ 説明会の速記録、議事録及び概要等の作成
- エ 説明会運営に係る助言及び提案

(7) 基本方針策定後の検討手法及びプロセスの提案

基本方針策定作業の後半には、並行して「(仮称) 新しい学校づくり推進基本計画」及び「(仮称) 新しい学校づくり施設整備指針」の検討を行うことを想定しているが、実際の検討手法及び検討プロセスは、検討委員会での議論を踏まえて決めていく予定である。基本方針策定後おおむね1年間において、特に「(仮称) 新しい学校づくり推進基本計画」についての検討手法及び検討プロセス等をまとめた作業プランとロードマップを作成する。なお、検討内容として想定される項目の例は、次のとおりである。

(例)・地域単位での配置計画

- ・新しい学校に求められる施設の機能等の水準
- ・他の公共施設との複合化・機能集約化の可能性
- ・民間活力の活用可能性の検討と整備手法（PFI、DB、リース、従来方式等）別の整備費及びLCC試算と分析

※基本方針策定後の事業イメージ（市ホームページにリンクしてある資料を参照のこと）

- ・(仮称) 新しい学校づくり推進基本計画 地域単位の配置計画のほか、ランニングコスト等を考慮した整備手法、他の公共施設との複合化の考え方を示すもの。
- ・(仮称) 新しい学校づくり施設整備指針 改築・長寿命化改修に求められる学校施設の機能や諸室配置等の考え方を示すもの。

(8) 打合せ協議

本業務の担当所管との打合せ協議は、着手時・中間（月1～2回程度）・業務完了時を基本に行う。着手時及び業務完了時の打合せは対面で行い、中間打合せについては、Web会議を主体として、必要に応じて対面で行うこととする。業務の遂行にあたって、連絡を密に取り、打合せ後は速やかに議事録を作成して相互に確認する。

(9) その他関連事務

- ア 基本方針掲載データの作成、編集補助等
- イ 庁内会議等の資料作成支援
- ウ 年度報告書、全体報告書（PDF・紙ベース）の作成
- エ 上記(1)から(7)に掲げる事項以外について、本業務の目的を達成する上で、有効な提案があれば盛り込むものとする。

4 業務体制

本業務の履行に当たり、担当者を3名以上配置すること。  
うち1名は、業務を総括管理する管理技術者とする。

5 関連計画等

計画策定に当たっては、以下の本市の既定計画等を踏まえた内容とする。

	計画等名称	策定期間（最新改訂）
1	第6次小田原市総合計画	令和4年3月
2	市有施設の管理運営に係る基本方針 (公共施設等総合管理計画)	平成23年3月 (平成28年1月改訂)
3	小田原市公共施設再編基本計画	平成31年3月
4	小田原市施設白書	平成22年3月
5	小田原市施設白書・施設別データ (令和2年度版)	平成22年3月 (令和3年3月改訂)
6	小田原市地域防災計画	昭和37年 (令和2年6月改訂)
7	小田原市都市計画マスタープラン	平成10年3月 (平成23年3月改訂)
8	小田原市立地適正化計画	平成31年3月
9	小田原市教育大綱	平成28年3月
10	小田原市学校教育振興基本計画	平成30年3月
11	小田原市学校施設整備基本方針	平成26年2月
12	小田原市学校施設中長期整備計画 (学校施設の個別施設計画)	令和2年12月

※ 本市ホームページの本プロポーザル掲載ページにリンクを用意しているため、そこからダウンロードすること。

## 6 貸与資料

本業務を履行するに当たり必要な資料等のうち、本市が所有するものについては、可能な範囲で貸与する。

## 7 作成資料・電子データ等

本業務で作成した資料・電子データ等については、次のものを本市が指定する期日までに提出すること。形式の定めがないものについては、本市が加工可能な形式の電子データを提出すること。業務完了時に、作成した電子データ一式をCD-R又はDVD-Rで提出すること。

- (1) 「3 業務内容」で作成を指定した資料の電子データ
- (2) 「3 業務内容」(3)で作成を指定した推計資料（紙ベース、A4サイズ50部）
- (3) 「3 業務内容」(4)で作成を指定した報告書（紙ベース、A4サイズ100部）
- (4) 「3 業務内容」(9)ウで作成を指定した報告書（紙ベース、A4サイズ20部）
- (5) 本業務の一環として行った打合せ議事録の電子データ
- (6) 上記のほか、本業務に関連して作成した電子データ一式

## 8 その他

この仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定めるものとする。